草加都市計画道路の変更(埼玉県決定)

都市計画道路3・4・26号八潮金町線を次のように変更する。

	名 称		位 置			区域	構造			備考	
種別	番号	路線名	起点	終点		延長		車線の幅員数	柜品	地表式の区	
					主な		構造			間における	
					通過地		形式		押貝	鉄道等の交	
										差の構造	
幹線街路	3·4·26	八潮金町線	八潮市	八潮市	八潮市						
			大字	大字	大字	約				幹線街路	
			大瀬	大瀬	伊勢野		地表式	2 車線	16m	平面交差	
			字	字	字	1,900m				4箇所	
			稗田	下通	助九						
	車線の数の内訳										
	構造形式の内訳										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路 $3\cdot 4\cdot 26$ 号八潮金町線について、 $3\cdot 4\cdot 5$ 2 号大原伊勢野線との交差点部の東側の隅切り部を削除する変更を行うものです。また、今回の変更に併せ、車線数を 2 と決定するものです。

理 由 書

草加都市計画道路 3・4・26号八潮金町線は、都市計画法第15条第1項第5号の規定により、 埼玉県が定める都市計画です。

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項に基づき、草加都市計画道路の変更(八潮市:3・4・26号八潮金町線)についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画における位置等

草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。 【八潮市:3・4・26号八潮金町線】

当該路線は、現在施行中の八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業区域に位置しており、八 潮三郷東西線を起点とし、一級河川の中川及び大場川を渡り、東京都境までを南北に結ぶ広域幹 線道路です。

Ⅱ.変更の理由

3・4・26号八潮金町線は、埼玉県が昭和47年に当初決定した幅員16.0m、延長約1,900mの道路です。3・4・26号八潮金町線には、八潮市が市の構想道路を八潮南部中央地区計画による地区施設として決定した道路との交差点部の隅切りを含んでいました。

八潮市が市の道路網構想の再検討を行った結果、中川と並行する既設の市道0202号線を当該構想道路の代替道路とすることになり、地区計画を変更することになったため、不要となった隅切り部を削除する変更を行うものです。

Ⅲ.変更の内容

3・4・26号八潮金町線について、3・4・52号大原伊勢野線との交差点部の東側の隅切り部を削除する変更を行うものです。また、今回の変更に併せ、車線数を2と決定するものです。

Ⅳ. 関連する都市計画

本路線の都市計画変更に合わせ、以下の都市計画を定める予定です。

- ①用途地域(埼玉県決定)
- ②地区計画 (八潮市決定)